

平成十九年三月

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の説明書

外務省

目 次

ページ

一 概説

- 1 議定書の成立経緯
- 2 議定書締結の意義
- 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務
- 4 早期国会承認が求められる理由

二 議定書の内容

- 1 目的
- 2 一般的義務
- 3 廃棄物その他の物の投棄
- 4 海洋における焼却
- 5 廃棄物その他の物の輸出
- 6 内水
- 7 適用除外
- 8 許可の付与及び報告
- 9 適用及び執行
- 10 遵守のための手続
- 11 地域的協力
- 12 紛争の解決
- 13 この議定書と条約との関係

14	投棄を検討することができる廃棄物その他の物
15	投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価
16	仲裁手続
三	議定書の実施のための国内措置
(参考)	五 四 四 四

## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

昭和四十七年（千九百七十二年）に採択された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「条約」という。）は、船舶等からの投棄による海洋汚染を防止することについて定めている。条約の採択後も、条約の定める防止措置を強化するためのいくつかの改正が行われてきたが、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築するための議論が行われた結果、平成八年（千九百九十六年）十一月七日にロンドンで開催された条約の締約国特別会議において、この議定書が採択された。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため、船舶等からの投棄を原則として禁止し、及び例外的に投棄が認められる場合においても厳格な条件の下で許可すること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 廃棄物その他の物の投棄を原則として禁止すること。
- (2) しゅんせつ物、下水汚泥等の例外について投棄の許可を与える場合には、許可の条件がこの議定書に定める内容に適合していることを確保すること。
- (3) 廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止すること。
- (4) 投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可しないこと。
- (5) (1)我が国を登録国又は旗国とする船舶等、(ロ)廃棄物等を我が国の領域において積み込む船舶等及び(ハ)我が国が国際法に基づき管轄権を行使できる区域内において投棄又は焼却を行っていると認められる船舶等を対象として、この議定書を実施するために必要な

な措置をとること。

(6) 議定書の規定に違反する行為を防止し、又は処罰するため、国際法に従つて適切な措置をとること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、昨年に効力を生じて以来、締約国数も三十箇国に達し、船舶等からの投棄による海洋汚染を防止するための新たな国際的ルールとして定着しつつある。我が国はこれまで、条約の締約国として、廃棄物等の海洋投棄について適切な管理及び投棄量の削減に努めてきたが、今後は、一層厳格な国際的ルールの下でこうした努力を更に強化していくことにより、我が国周辺海域の海洋汚染を防止するとともに、世界の海洋環境の保全のための国際協力を増進することが必要である。今般、この議定書を締結するために数年来続けてきた国内の準備がおおむね整つたことから、この議定書を早期に締結することが望ましい。

#### 二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに三の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

##### 1 目的（第二条）

この議定書の目的は、汚染のすべての発生源から海洋環境を保護すること及び廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止するための効果的な措置をとること等である。

##### 2 一般的義務（第三条）

締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用し、汚染者が原則として汚染による費用を負担するという慣行を促進するよう努め、及び損害又は損害の可能性を一の区域から他の区域へ移転させないように行動する。

##### 3 廃棄物その他の物の投棄（第四条）

- (1) 締約国は、廃棄物その他の物の投棄を禁止する。ただし、附属書一に規定するもの（しゅんせつ物、下水汚泥等）を除く。
- (2) 附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定（投棄を検討するに当たつて行うべき評価の方法）に適合することを確保するための措置をとる。

4 海洋における焼却（第五条）

締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。

5 廃棄物その他の物の輸出（第六条）

締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。

6 内水（第七条）

締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の処分を管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。

7 適用除外（第八条）

投棄の禁止及び許可の規定（第四条1）並びに海洋における焼却の禁止の規定（第五条）は、人命又は船舶等の安全を確保する必要である場合は、適用しない。

8 許可の付与及び報告（第九条）

締約国は、許可の付与等を行う適當な当局を指定し、及び国際海事機関等に対してこの議定書の規定を実施するためによる措置等を報告する。

9 適用及び執行（第十条）

(1) 締約国は、次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。

(i) 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機

(ii) 投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機

(iii) 当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行つていると認められる船舶、航空機及びプラットフォームその他の人工海洋構築物

(2) 締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従つて適切な措置をとる。

(3) この議定書は、国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、適用しない。

10 遵守のための手続（第十一条）

締約国会議は、この議定書の効力発生の後二年以内に、この議定書の遵守を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。

11 地域的協力（第十二条）

この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的協力を強化するよう努める。

12 紛争の解決（第十六条）

一の締約国が他の締約国に対しても、これらの締約国間に紛争が存在することを通告した後十二箇月以内に当該紛争を解決できない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によつて解決する。

13 この議定書と条約との関係（第二十三条）

この議定書は、その締約国であつて条約の締約国でもあるものの間において、条約に優先する。

14 投棄を検討することができる廃棄物その他の物（附属書一）

投棄を検討することができる廃棄物その他の物について規定している。

15 投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価（附属書二）

投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価について規定している。

16 仲裁手続（附属書三）

仲裁手続について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

- 1 この議定書の実施のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなつてゐる。
- 2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

- 2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成八年十一月七日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十八年三月二十四日
- 3 署名国 十八箇国
- 4 締約国 平成十九年二月一日現在 三十箇国
  - アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イスランド、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英國、アメリカ合衆国
- 5 アンゴラ、オーストラリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、デンマーク、エジプト、フランス、グルジア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、セントクリストファー・ネーヴィス、サウジアラビア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トンガ、トリニダード・トバゴ、英國、バヌアツ